

議案第75号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の  
一部を次のように改正する。

第14条第1項中「除く。）」の次に「のうち、自ら居住するため住宅（貸間を  
含む。）を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払  
っているもの」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 住居手当の月額は、8,300円（満27歳に達する日以後の最初の3月31  
日までの間にある者にとっては1万8,700円を、満27歳に達する日以後の  
最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある  
者にとっては9,300円をその額に加算した額）とする。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第6条関係）

## 幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,300	263,400	309,000	347,300
	2	169,400	265,600	311,400	349,900
	3	171,500	267,700	313,700	352,500
	4	173,600	269,900	316,000	355,100
	5	175,700	272,100	318,300	357,700
	6	177,800	274,400	320,600	360,300
	7	179,900	276,600	323,000	362,800
	8	182,000	278,800	325,300	365,300
	9	184,200	281,000	327,600	367,800
	10	186,400	283,300	329,900	370,200
	11	188,600	285,500	332,100	372,600
	12	190,800	287,700	334,300	375,000
	13	193,000	289,900	336,600	377,400
	14	194,900	292,100	338,900	379,700
	15	197,100	294,300	341,300	382,000
	16	199,200	296,600	343,700	384,200
	17	201,200	298,900	346,100	386,300
	18	203,400	301,200	348,500	388,400
	19	205,600	303,500	351,000	390,500
	20	207,800	305,800	353,500	392,500
	21	210,000	308,100	356,000	394,500
	22	212,200	310,400	358,400	396,400
	23	214,400	312,700	360,800	398,200
	24	216,600	315,000	363,200	399,900
	25	218,800	317,300	365,500	401,700
	26	220,800	319,600	367,800	403,400
	27	222,900	321,800	370,100	405,100
	28	225,100	324,100	372,300	406,700
	29	227,300	326,300	374,400	408,300
	30	229,500	328,500	376,500	409,800
	31	231,700	330,700	378,600	411,200
	32	233,900	332,800	380,500	412,600

33	236,100	335,000	382,400	414,000
34	238,200	337,100	384,200	415,300
35	240,300	339,200	385,900	416,600
36	242,500	341,200	387,500	417,800
37	244,600	343,200	389,000	418,900
38	246,800	345,100	390,400	420,000
39	249,000	346,900	391,800	421,100
40	251,200	348,700	393,100	422,100
41	253,400	350,500	394,300	423,100
42	255,600	352,200	395,500	424,000
43	257,800	353,800	396,700	424,900
44	260,000	355,500	397,800	425,800
45	262,200	357,100	398,900	426,600
46	264,400	358,700	399,800	427,400
47	266,300	360,300	400,800	428,100
48	268,500	361,800	401,800	428,800
49	270,700	363,300	402,800	429,500
50	272,900	364,700	403,700	430,200
51	275,100	366,100	404,600	430,800
52	277,300	367,500	405,500	431,400
53	279,500	368,900	406,300	432,000
54	281,700	370,200	407,100	432,600
55	283,900	371,500	407,900	433,200
56	286,100	372,800	408,700	433,800
57	288,300	374,000	409,500	434,400
58	290,400	375,200	410,200	435,000
59	292,500	376,300	410,900	435,600
60	294,600	377,400	411,600	436,200
61	296,700	378,500	412,300	436,800
62	298,800	379,600	412,900	437,400
63	300,800	380,600	413,500	438,000
64	302,900	381,600	414,100	438,600
65	305,000	382,600	414,700	439,000
66	307,000	383,500	415,300	439,500
67	309,100	384,400	415,900	440,000
68	311,200	385,300	416,500	440,500

## 再任用職員以外の職員

69	313,300	386,100	417,100	441,000
70	315,300	386,900	417,700	441,500
71	317,300	387,700	418,300	442,000
72	319,300	388,500	418,900	442,500
73	321,300	389,300	419,500	443,000
74	323,300	390,000	420,100	443,500
75	325,300	390,700	420,700	444,000
76	327,300	391,400	421,300	444,500
77	329,300	392,000	421,800	445,000
78	331,200	392,600	422,300	445,500
79	333,000	393,200	422,800	446,000
80	334,800	393,800	423,300	446,500
81	336,500	394,400	423,800	446,900
82	338,200	395,000	424,300	447,400
83	339,900	395,600	424,800	447,900
84	341,500	396,200	425,300	448,400
85	343,000	396,800	425,800	448,900
86	344,500	397,400	426,300	449,300
87	346,000	398,000	426,800	449,700
88	347,400	398,600	427,300	450,100
89	348,800	399,200	427,800	450,500
90	350,100	399,700	428,300	450,900
91	351,400	400,300	428,800	451,300
92	352,600	400,900	429,300	451,700
93	353,800	401,400	429,700	452,100
94	354,900	401,900	430,100	452,500
95	356,000	402,400	430,500	452,900
96	357,000	402,900	430,900	453,300
97	358,000	403,400	431,300	453,700
98	358,900	403,900	431,700	454,100
99	359,800	404,400	432,100	454,500
100	360,600	404,900	432,500	454,900
101	361,300	405,400	432,900	455,300
102	362,000	405,900	433,300	
103	362,700	406,400	433,700	
104	363,200	406,900	434,100	

105	363,800	407,400	434,500	
106	364,400	407,900	434,900	
107	365,000	408,400	435,300	
108	365,600	408,900	435,700	
109	366,200	409,400	436,000	
110	366,700	409,900	436,400	
111	367,200	410,400	436,800	
112	367,700	410,900	437,200	
113	368,200	411,400	437,600	
114	368,700	411,800		
115	369,200	412,200		
116	369,700	412,600		
117	370,200	413,000		
118	370,700	413,400		
119	371,200	413,800		
120	371,700	414,200		
121	372,200	414,600		
122	372,700	415,000		
123	373,200	415,400		
124	373,600	415,800		
125	374,000	416,200		
126	374,400	416,600		
127	374,800	417,000		
128	375,200	417,400		
129	375,600	417,800		
130	376,000			
131	376,400			
132	376,800			
133	377,200			
134	377,600			
135	378,000			
136	378,400			
137	378,800			
138	379,200			
139	379,600			
140	380,000			

141	380,400			
142	380,800			
143	381,200			
144	381,600			
145	382,000			
146	382,400			
147	382,800			
148	383,200			
149	383,600			
150	384,000			
151	384,400			
152	384,800			
153	385,200			
154	385,600			
155	386,000			
156	386,400			
157	386,800			
158	387,200			
159	387,600			
160	388,000			
161	388,400			
162	388,800			
163	389,200			
164	389,600			
165	390,000			
166	390,400			
167	390,700			
168	391,100			
169	391,500			
再任用 職員	233,100	272,800	295,300	334,000

## 附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、第14条第1項及び第2項の改正規定並びに次項、附則第3項及び附則第8項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において、この条例による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第14条第1項に該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、同年4月1日以後も引き続き同項に該当するもの（この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項に該当するものを除く。）その他これに準ずる職員については、同日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例第14条第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額は、改正後の条例第14条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 平成26年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第27条第2項（同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年杉並区条例第4号）第4条第1項又は公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例第5号）第3条の2の規定にかかわらず、これ

らの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成25年4月1日（同月2日から平成26年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成25年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年杉並区条例第19号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.14を乗じて得た額に、平成25年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - (2) 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額
  - (3) 平成25年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額
- 6 平成25年4月1日から平成26年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。



- 7 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成26年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。
- 8 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、住居手当の支給に係る経過措置に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
- 9 附則第4項から第7項までに定めるもののほか、この条例（住居手当の支給に係る経過措置に関する規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
(抄)

新 条 例	旧 条 例
(住居手当)	(住居手当)
<p>第14条 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。)のうち、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。</p>	<p>第14条 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。) _____ _____ _____に支給する。</p>
<p>2 住居手当の月額は、8,300円(満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては1万8,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,300円をその額に加算した額)とする。</p>	<p>2 住居手当の月額は、扶養親族(第1条第2項に規定する扶養親族をいう。)を有する者にあつては8,800円、有しない者にあつては8,300円とする。</p>
3 略	3 略

## 給与改定等の概要

## 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容											
給 料 表	別表第 1 1 職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差（ 588 円、0.14%）を解消するため、給料月額を引き下げる。 2 大学卒程度の初任給までの号給は据え置く。											
住 居 手 当	新たな住居手当制度 <table border="1" data-bbox="555 813 1370 999"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="555 813 1370 853">世帯主等の手当額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="555 853 871 893">区分</th> <th data-bbox="871 853 1002 893">現行</th> <th data-bbox="1002 853 1370 893">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 893 871 949">扶養親族を有する者</td> <td data-bbox="871 893 1002 949">8,800 円</td> <td data-bbox="1002 893 1370 999" rowspan="2">8,300 円（満 27 歳までは 27,000 円、満 28 歳から満 32 歳までは 17,600 円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 949 871 999">扶養親族を有しない者</td> <td data-bbox="871 949 1002 999">8,300 円</td> </tr> </tbody> </table> 持家に係る住居手当は廃止	世帯主等の手当額			区分	現行	改正	扶養親族を有する者	8,800 円	8,300 円（満 27 歳までは 27,000 円、満 28 歳から満 32 歳までは 17,600 円）	扶養親族を有しない者	8,300 円
世帯主等の手当額												
区分	現行	改正										
扶養親族を有する者	8,800 円	8,300 円（満 27 歳までは 27,000 円、満 28 歳から満 32 歳までは 17,600 円）										
扶養親族を有しない者	8,300 円											
施 行 期 日 等	1 給料表の改定は平成 26 年 1 月 1 日から、住居手当に係る改正は同年 4 月 1 日から施行する。 2 持家に係る住居手当の支給を受けていた職員で、改正後は支給対象外となるもの等について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで住居手当を支給する経過措置を設ける。 3 平成 25 年 4 月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成 26 年 3 月支給の期末手当の額について必要な調整措置を講ずる。											